

日豪 F T A に関する特別要請

わが国とオーストラリアの F T A について、そのメリット・デメリットを含めた幅広い検討が政府間共同研究で進められている中、日豪両国の経済界等から交渉入りを求める声が高まってきている。

豪州から輸入される農林水産品の過半は、牛肉、小麦、乳製品、砂糖等、わが国農業と地域経済にとって重要であり関税撤廃が極めて困難な品目である一方、豪州はこれまでに他国と締結した F T A においては、ほとんど関税撤廃の例外を認めていない。

農林水産品以外の石炭、鉄鉱石等の関税はすでに無税であるため、F T A 交渉に入った場合、関税撤廃の対象品目は、ほとんどが農林水産品となってしまうことになるが、これら品目の関税撤廃は、わが国の農業や農村地域に極めて深刻な影響を与えることとなる。

また、わが国は現在、品目横断的経営安定対策の導入をはじめ国際競争に対応しうる農業構造改革の実現や、食料・農業・農村基本計画に掲げる食料自給率の向上に全力で取り組んでいる最中であるが、これら努力にも極めて大きな悪影響を与えることとなる。

加えて、わが国は、W T O 農業交渉において上限関税の阻止や十分な重要品目の確保を求めてきているが、これらの努力が水泡に帰す恐れがあるばかりか、米国、カナダなど競合国からも同様の関税撤廃の要請を招く可能性が高い。

わが国農業は豪州のような新大陸型農業との間に埋めがたい生産条件格差があることに加え、W T O 農業交渉において、輸出国貿易に関する規律が定められないままに関税撤廃が行われれば、わが国農業は極めて不平等な競争を強いられることになる。

よって、農林水産分野を含むオーストラリアとの F T A 交渉には入るべきではない。また、わが国の重要品目については、関税撤廃の対象から除外するよう強く求める。

平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日
全国農業委員会会長代表者集会